

第3号議案

臨時代理の承認について

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

平成29年4月17日

群馬県教育委員会

教育長 笠原 寛

「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育介法」という。）が改正され、さらに「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部が改正され、育児や介護に係る両立支援制度の見直し等が行われたことを踏まえ、介護休暇の取得期間等の見直しや介護時間の新設等、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）介護休暇の取得期間等の見直し

一の要介護状態ごとに取得できる期間等を次のとおり見直す。

現 行	改 正 後
2年以内において、180日の範囲内 （一の要介護者ごと）	3回以下、かつ合計180日の範囲内 （一の要介護者ごと）

（2）介護時間の新設として、介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、学校職員の申請に基づき、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を、「介護時間」（無給）として、介護休暇とは別に新たに整備する。

（3）介護を行う職員の時間外勤務の免除として、学校職員が要介護家族を介護するために請求した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、時間外勤務をさせてはならないことを任命権者に義務付ける。

（4）育介法の改正により、育児休業等の対象となる子について、新たに特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子が追加されたことに伴い、子育て部分休暇、育児に係る特別休暇及び深夜勤務等の制限等の対象となる子についても同様に見直す。

3 施行期日

平成29年4月1日